## 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-29)

別紙1

	、															
施策名	目標6-3 国際協調による取組										担当部	部局名	環境保健部環境安全 課	作成責任者名 (※記入は任意)		
	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策体系上の 位置付け 6. 化学物質対策の推進					
	図り、化学物	物質による環	境リスクを	低減させる。る						設定の 5・根拠	POPs条約(残留性有機 トックホルム条約)、水鉱 の化学物質関係の各条		銀に関する水俣条約等	政策評価実施予定時期	平成27年6月	
測定指標	基準値	· 基準年度	目標値 目標年度		年度ごとの 年度ごとの 24年度   25年度   26年度   27年月				績値		 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の 30年度			)設定の根拠		
1 分析を行った物質数		平成23年度	12物質	         平成27年度	12	12	12	-	-	-	-		り対象物質及び候補物質 方針」に基づき設定	質について、「化学物質環境実	態調査における当	
測定指標	基準	- 基準年度	目標	·  	24年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)   25年度   26年度   27年度   28年度   29年度   30年度							設定の根拠			
途上国の水俣条約締結に 2 向けた支援を実施した累積		平成25年度	10か国	¦ 平成27年度			3カ国	6カ国	10カ国	(未定)		進諸国(OF	水俣条約の発効が見込まれる平成27年度までに、発効に必要な50カ国の内、先 性諸国(OECD加盟国)より30カ国程度が締結すると想定し、残り20か国の半数程 こついてアジアの途上国となる必要があると想定した。 水銀対策に関する途上国協力は平成29年度以降も継続予定であるが、支援国数			
												・水銀刈束については	どめるか、文援国剱			
達成手段 (開始年度)		算額計(執行 	•	当初予算額 26年度	関連する 指標		達成手段の概要等							平成26年 行政事業レビュー 事業番号		
POPs(残留性有機汚染物 (1)質)条約対応関係事業 (平成13年度)	196 (182)	156 (156)	139	164		<達成手段の概要> POPs条約におる新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。 〈達成手段の目標(26年度)> 122地点で採取した試料について、POPs条約対象物質及び候補物質12物質群を分析 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な取組として、条約第16条の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリング体制の構築に寄与していく。									258	
環境汚染等健康影響基礎 (2) 調査費(うち水銀に関する こと)	69 (88)	101 (88)	75	176	2	平成25年度補正予算に計上されたUNEPへの拠出金等を利用したアジア途上国への支援を実施する。 また、アジア途上国を対象とした水銀排出の状況、水銀対策技術の現状等を把握する調査を、請負事業として実施することで、支援の具体化・効率化を図る。									251	
(3) 国際分担金等経費	24 (24)	19 (19)	20	23	1	<達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全 プログラムに対し分担金の拠出を行う。 <達成手段の目標(26年度)> 適切な資金拠出の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPsによる環境リスクの削減。									257	
(4) 化学物質国際対応政策強 化事業費	28 (29)	19 (26)	18	16	-											
施策の予算額・執行額	317 (323)	295 (289)	252	379		系する内閣の 演説等のうち				_						